

静岡市砂利採取計画認可等事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）に規定する砂利の採取計画の認可等の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 手続

1 採取計画の認可申請

法第16条の規定による砂利の採取計画の認可を受けようとする者は、採取計画認可申請書（様式第1）及び次に掲げる図書を市長に提出するものとする。

- (1) 砂利採取場の位置を示す地図（縮尺50,000分の1程度）
- (2) 砂利採取場及びその周辺の状況を示す見取図（縮尺500～3,000分の1）
- (3) 掘削又は切土に係る土地の実測平面図（縮尺500～1,000分の1）
- (4) 掘削又は切土に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該土地の計画地盤面を記載したもの（縮尺500～1,000分の1）
- (5) 法第3条の登録を受けていることを示す書面
- (6) 砂利採取場を管理する事務所の名称及び所在地、当該事務所の業務主任者の氏名並びに当該業務主任者が当該砂利採取場において認可採取計画に従って砂利の採取が行われるよう監督するための計画を記載した書面
- (7) 砂利採取場で砂利の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
- (8) 砂利の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- (9) 砂利採取場において土地の掘削又は切土に係る跡地の埋め戻しを行う場合にあっては、埋め戻しのための土砂等が確保されていること又は確保される見込みが十分であることを示す書面及び当該土砂等を当該砂利採取場に運搬する経路を記載した書面
- (10) 砂利採取場からの砂利の搬出の方法及び当該砂利採取場から国道又は都道府県道にいたるまでの砂利の搬出の経路を記載した書面
- (11) 砂利の洗浄に使用する水を河川から取水する場合は、河川法第23条（流水の占用の許可）の許可を受けたことを証する書面又はその許可申請書の写し
- (12) 国道又は都道府県道にいたるまでに私道を通行する場合には、当該道路を通行する権限を有することを証する書面
- (13) 公図の写し
- (14) 現況写真
- (15) 誓約書（様式第2）

- (16) 業務主任者の合格証又は認定証の写し
- (17) 業務主任者を継続して雇用していることを証する書面
- (18) 全体事業計画書
- (19) 静岡県砂利工業組合の保証書又は跡地整備等の保証能力を有すると認められる同業者若しくは建設業法による土木工事業若しくはとび・土工工事業の許可を受けている建設業者2名以上の保証書（様式第3）
- (20) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 採取計画の変更認可申請

法第20条第1項の規定による変更の認可を受けようとする者は、採取計画の変更認可申請書（様式第4）に前項各号に掲げる図書のうち、当該変更に係るものを添付して、市長に提出するものとする。

3 氏名等の変更の届出

法第20条第3項の規定による変更の届出は、氏名等変更届書（様式第5）を市長に提出して行うものとする。

4 着手の届出

砂利の採取計画の認可を受けた者は、当該認可に係る行為に着手する前に、砂利採取・洗浄着手届書（様式第6）を市長に提出するものとする。

5 廃止（完了）の届出

法第24条の規定による届出は、砂利採取廃止（完了）届書（様式第7）を市長に提出して行うものとする。

第3 認可の期間

認可の期間は、陸砂利が2年以内、山砂利が3年以内、洗浄が3年以内とする。

第4 準用

この要領に定めのない事項については、当分の間、静岡県砂利及び岩石採取計画認可事務取扱要綱並びに砂利採取計画認可準則の規定を準用し、個々の申請に応じて個別具体的に処理するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1

採取計画認可申請書

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認可番号	

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所
氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者の氏名

登録年月日
及び登録番号

砂利採取法第 16 条の規定により、次のとおり採取計画の認可を申請します。

1 砂利採取場の区域

- (1) 採取場所在地
- (2) 面 積 m^2 (添付図 号参照)
- (3) 筆 別 明 細

2 採取をする砂利の種類及び数量

- (1) 全体計画量 m^3

採取量		1年目年 間採取量	2年目年 間採取量	3年目年 間採取量	合 計	備 考
種別		m^3	m^3	m^3	m^3	
内 訳	砂	m^3	m^3	m^3	m^3	(作業工程等)
	砂 利					
	玉 石					
	表土及び廃土石					
月産出土量						
日産出土量						

- (2) 1日当たりの掘さく量 m^3

3 採取の期間 認可の日から ヶ月間

年 月 日 から 年 月 日 まで

4 砂利の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項

(1) 採取方法 ※ ア 機 械 イ 人 力

(2) 機 械

区分	機械の名称及び型式	台 数	能 力	備 考
採 取				
運 搬 及 び 積 込				

(3) 内 容

ア 掘さく面積

m²

イ 掘さくの深さ（山の場合は高さ）

最大

m

(4) 採取砂利の処理

ア 洗浄選別場への搬出

洗浄選別場所在地
名 称

認可年月日及び認可番号

年

月

日

(号)

イ 自家洗浄

洗浄場所在地

認可年月日及び認可番号

年

月

日

(号)

ウ 原石販売

販 売 先	所 在 地

エ その他

(5) 工 程

掘さく及び埋戻し工程

(1年目)

月別 事項	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

(2年目)

月別 事項	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

(3年目)

月別 事項	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

1日の作業時間

時～

時

5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

区 分		概 要 及 び 対 策			
一 般 事 項	法 第 2 9 条 の 規 定 に よ る 標 識		ア 出入口に設置 イ その他		
	周 囲 外 柵		ア #10鉄線	イ トタン板ベイ	ウ その他
			延長 m 高さ m	延長 m 高さ m	
	危 険 標 識				
	砂 利 の た い 積 場		m ² 高さ m以下 (添付図 号参照)		
	土砂の飛散防止方法		(添付図 号参照)		
	土砂流出の防止方法		(添付図 号参照)		
掘 さ く 工 程	保 安 距 離		m		
	安 定 勾 配		度		
	合 の み	直 高	m× 段		
		小 段	m		
	掘 方 法		(添付図 号参照)		
	表 土 の 除 去 法				
廃 土 石 の 処 理 法					
運 搬 入 路 工 程	搬 出	経 路	(添付図 号参照)		
		種 類	ア 市町村道 イ 私道 ウ 仮設道路 エ 河川区域 オ その他		
	搬 入	種 別	ア 契約 (同意) 書 イ その他		
		重 量 制 限	ア 有 (t) イ 無		
		舗 装	ア 有 (m) イ 無 (ただし)		
	路	学 童 通 行 状 況	ア 多 い イ 少 ない ウ 無		
工 程	交 通 監 視 人				
	1 日 の 搬 出 台 数 及 び 量		最大延べ	台 m ³	
	1 日 の 搬 入 台 数 及 び 量		最大延べ	台 m ³	
	運 搬 主 体				

掘さく跡地の処理		ア 埋戻し	イ その他
埋戻し	埋戻し方向	(添付図 号参照)	
	埋土確保量	m ³ (地 山)	
工	土地の権原	ア 自社	イ 契約
	埋土搬入路	延長 m	
程	1日の運搬台数及び量	最大延べ	台 m ³
	運搬主体		

6 採取をした砂利の水切りの方法及び設備その他の施設に関する事項

7 その他参考事項 業務主任者に関する書面 (別紙のとおり)

別紙

業務主任者に関する書面			
事務所の名称	所在地	TEL	
業務主任者氏名	生年月日	住所	勤務時間
監督計画			

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 「砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項」については、洗浄工程にあつては、汚濁水の処理方法（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域に汚濁水を排出する場合は、同条第4項に規定する「排水水」に係る同法第3条第1項又は第3項の規定により定められた「排水基準」を遵守するための方法）及びへどろの処理方法等についてそれぞれ記載すること。

様式第2

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所
氏名又は名称 法人にあ
ってはその代表者の氏名
登 録 年 月 日
登 録 番 号

㊞

今回認可の申請をした、下記採取場における砂利採取事業について、認可を受けた場合には、関係法令はもとより、認可条件及び認可採取計画を遵守し採取事業を実施しますが、事業の実施に伴い、第三者等に対し被害・損害等を与え又は紛争等問題が生じた場合には、私が一切の責任をもってその処理にあたり、早期に解決に努め認可行政庁には迷惑を与えないことを誓約します。

記

- 1 採取場所在地
- 2 採取場名称
- 3 採取期間
- 4 業務主任者
氏名
試験合格番号
(認定番号)

様式第 3

保 証 書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

所在地
(保証人) 名 称
代表者 (氏名) ⑩

所在地
(保証人) 名 称
代表者 (氏名) ⑩

今般、下記の者が砂利採取計画の認可（変更認可）を得るに際して、認可に係る採取計画に従って採取跡の埋め戻し、跡地整備（修景緑化を含む。）、採取に伴う災害防止、その他知事が必要と認める指示に係る措置が履行できないときは、保証人兩名が本人に代わって確実に履行することを保証します。

記

1 採取業者

所在地
名 称
代表者 (氏名)

2 採取計画

採取場所・面積
採取期間

3 保証期間

認可期間とする。ただし、採取業者が砂利の採取を廃止した場合には、廃止届が受理された日までとする。

(注) ① 保証人の印鑑証明を添付すること。

② 保証人が法人の場合は、法人事業税、個人の場合は、事業税の納税証明書添付すること。ただし、変更認可の場合で、保証人が従前と同じときは不要とする。

③ 保証人が同業者の場合は、砂利採取法による認可の写し、同業者以外の場合は、建設業法による許可の写しを添付すること。

採 取 事 業 能 力 の 概 要

1 本人の採取事業能力

資本金（法人）	千円	
従 業 員 数	人	
現に認可を受けている採取場及び過去2年間に おいて認可を受けた採取場	認 可 期 間	認 可 番 号
	～	
	～	
	～	
	～	
	～	

2 保証人の事業能力

保 証 人 氏 名		同業者以外の場合、建設 業法による許可番号
資本金（法人）	千円	
従 業 員 数	人	
同業者の場合、 現に認可を受けている採取場及 び過去2年間に おいて認可を受 けた採取場	認 可 期 間	認 可 番 号
	～	
	～	
	～	
	～	
	～	

3 保証人の事業能力

保 証 人 氏 名		同業者以外の場合、建設 業法による許可番号
資本金（法人）	千円	
従 業 員 数	人	
同業者の場合、 現に認可を受けている採取場及 び過去2年間に おいて認可を受 けた採取場	認 可 期 間	認 可 番 号
	～	
	～	
	～	
	～	
	～	

様式第4

採取計画の変更認可申請書

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認可番号	

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所
氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者の氏名

登 録 年 月 日
及 び 登 録 番 号

砂利採取法第20条第1項の規定により、次のとおり採取計画の変更の認可を申請します。

1 採取計画の変更の内容

従前の採取計画の内容	変更の内容

2 変更の理由

- (備 考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。
 - 3 住所、氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名並びに登録年月日及び登録番号の欄は、通知書と同じであること。
 - 4 採取計画の変更内容の欄は、認可申請書の各号に掲げる記載事項の変更部分のみを従前の採取計画の内容と変更の内容と対比して記載すること。
 - 5 添付書類等は、従前の認可申請書に添付した書類のうち採取計画の変更により記載内容が変更となったものを添付すること。
 - 6 従前の認可通知書の写しを添付すること。

様式第 5

氏 名 等 変 更 届 書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所

氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者の氏名

登録年月日
及び登録番号

砂利採取法第 20 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

2 変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第 7

砂利採取廃止（完了）届書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所

氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者の氏名

登録年月日
及び登録番号

砂利採取法第 24 条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 採取計画の認可（変更の認可を含む。）を受けた年月日
- 2 当該砂利採取場における砂利の採取を廃止した年月日
- 3 当該砂利採取場の状況

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。
 - 3 「当該砂利採取場の状況」については、土地の掘削の跡地の埋め戻しその他砂利の採取に伴う災害の防止を図るための措置の実施状況を含めて記載すること。